

福岡市城南区選挙管理委員会

令和4年6月30日(木)

午前10時00分から

1 議 題

- (1)福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について (議案第41号)
- (2)福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定 (議案第42号)
について

2 その他

- (1)城南区明るい選挙推進協議会委員の推薦について
- (2)次回以降の委員会日程について
 - 令和4年7月7日(木) 午後6時00分から
 - 令和4年7月10日(日) 午前10時00分から
- (3)選挙管理委員会の概要について

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)

福岡市城南区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

令和4年6月30日

1 委員長氏名

2 選挙年月日 令和4年6月30日

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 (略)

3 (略)

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 (略)

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

議題 (2)

福岡市城南区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

令和4年6月30日

1 委員長職務代理者氏名

2 選挙年月日 令和4年6月30日

○地方自治法

(委員長)

第187条 (略)

2 (略)

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。